

神原っ子のくらし

み
身なり

1. 清潔で活動しやすいものを身につける。
(かかとの高いくつやブーツなどは、体育の学習や遊びのときに危険なのではない。)
2. 服装や身だしなみに気を付ける。(派手すぎたり、肌の露出が多かったりしない服を着る、髪を染めない、パーマをかけない、マニキュアをしない、ピアスをつけない。)
3. 給食当番や体育、理科、家庭科の時間など学習の妨げになる場合、髪の毛の長い子は髪を束ねる。
4. ハンカチ、ティッシュ、名札(左の胸)はいつも身につけておく。
5. 自分の持ち物には、名前をはっきり書く。
6. 市販のうわぐつで、白を基調としたものを履く。(紐靴のものは使わない。)

とうこう
登校する時

1. きまった通学路を通る。道に広がって歩かない。
2. 特別な時以外は、7時50分ごろに登校する。校舎は7時45分に開きます。
3. 登校後は、忘れ物をした場合でも、取りに帰らない。
4. 友達や先生に会ったら、元気よくあいさつをする。
5. ランドセルにぬいぐるみ、キーホルダーをつけない。(お守りはカバンの中に入れる。)

がくしゅう
学習・学校生活

1. 8時10分になったら自分の席に座り、朝読書・朝学習などを始める。
2. 先生の許しを無しに、他の教室や特別教室に入らない。他の階、本館にも行かない。
3. 学校・学習に必要なものを持ってこない。
4. 5分休みに次の学習の準備をしておく。
5. ろうかや階段は、静かに右側を歩き、遊んだり走ったりしない。
6. タブレットは学習に関係のないことに使わない。
7. 放送は始まりから終わりまでだまって聞く。
8. 当番や係の人は決められた仕事をする。
9. 学校では鉛筆を使用する。6年生はシャーペンを使ってもよい。ただし鉛筆も筆箱に入れておく。
10. みんなが使うものは大切に使う。(本やトイレ、机、いす、掃除道具など)
11. 雨の日や運動場が使えない日は、教室で工夫して遊んだり、図書室で本を読んだりする。
12. 外で遊ぶとき、季節によっては必ず帽子をかぶる。
13. 休み時間に、運動場に出入りするときは、横断歩道を通る。
14. 小運動場は低学年が使用する。朝や放課後は全学年が使ってもよい。
15. 横断歩道では、いったん止まって左右を確認してから通る。
16. アスファルトでは遊ばず、運動場(土の部分)で遊ぶ。
17. ボールは、手に持って運動場まで行き、手に持って教室まで帰る。ボールを蹴らない。
18. 中庭は歩き、花だんをまたいだり、ふんだりしない。スコップを使わない。
19. 中庭の池に、手を入れたり、物を投げたりしない。生き物が住んでいるので見て、楽しむ。



給食

1. 手はせっけんでよくあらい、当番以外の人は静かに待つ。
2. 食事のマナーを守り、食器類はすぐに決められたところへ返す。
3. 放送は始まりから終わりまでだまって聞く。



そうじ

1. そうじ中は、だまって、一生懸命、時間いっぱいそうじする。
2. ごみは、そうじ時間の最初に決められたところへ持って行く。
3. そうじ道具は、正しくていねいに使い、決められた所へ返す。

下校・放課後

1. 下校時刻を守る。(下校時に玄関や中庭、体育館の付近で話をして遅く帰らない。)
2. 同じ方向の友達とさそいあって、決められた通学路を通って帰る。寄り道はしない。
3. 下校時や友達の家遊びに行くときなど一人で歩くときは、防犯ブザーをすぐ使えるようにする。
4. 放課後に忘れ物を取りに来た場合は、必ず事務室で名前を言うこと。

交通事故の防止

1. とびだしをしない。
2. 道路や駐車場、線路などでは遊ばない。
3. ふみきりのしゃだん機にぶら下がったり、レールにいたずらをしたりしない。
4. 自転車は乗る場所を守る。
1～3年生・・・家の近くの安全な広場
4～6年生・・・校区内
5. 自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶる。道路を横切るときは自転車をおしてわたる。
6. 交通事故にあった場合は、すぐに警察(110番)に連絡する。



問題行動の防止

- 【家に帰る(着いている)時刻】3月～9月・・・午後6時までに 10月～2月・・・午後5時までに
1. 家でインターネットやスマホを使うときには、使うときの約束を家の人と決め、誰かに迷惑をかけたり、周りの人が悲しんだりしないかを考えながら利用しましょう。
 2. スーパーやコンビニ、飲食店などの店には、用もないのに子どもだけでは行かない。
(お菓子の買い食いはしない。)
 3. 市立図書館や神原公園、神原小の運動場、小運動場は校区内あつかいなので、子どもだけで行ってよい。(4年生～6年生は、保護者の許可があれば自転車で行ってよい。)
 4. 公園ではごみを出さないなど、マナーを守って遊ぶ。
 5. 子ども同士で、勝手に物の貸し借りをしない。
(物の交換やお金の貸し借りもしない。おごったり、おごってもらったりしない。)
 6. 映画館やカラオケボックス、ボウリング場、ゲームセンター、釣りなどは、保護者同伴とする。



ゆうかい・不審者

1. 人がいないところを一人で歩いたり、知らない人について行ったりしない。
2. 被害を受けそうになった場合は、大声でさけび、すぐに逃げ、警察(110番)に連絡する。
3. 選択校区の友達の家や公園などは保護者の許可をもらってから行く。